

合理的配慮提供手続きマニュアル



—大分県立日田高等学校 定時制—

令和3年3月

はじめに

平成19年、「特別支援教育の推進について」（文部科学省初等中等教育局長通知）には特別支援教育の理念として「特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの」と示されました。また、国連総会で平成18年に採択された「障害者の権利に関する条約」を受け、日本政府は、「障害者基本法の改正」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立など必要な国内法令の整備等を進め、平成26年1月に同条約に批准、平成26年2月には発効する運びとなり、障がいのある生徒を取り囲む状況は大きく変化をしてきました。

「障害者の権利に関する条約」には、教育について、同条約が求めるインクルーシブ教育システム（inclusive education system）について、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度（general education system）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な『合理的配慮』（reasonable accommodation）が提供される等が必要」とされています。

このような状況を受け、公立高等学校における入学者選抜は、リスニングテストでの配慮、時間延長等の受験上の配慮を実施し、生徒の進路実現がより広がってきています。このようにして、高等学校等への進学率が着実に向上し、平成26年度には、中学校特別支援学級から高等学校等へ進学する生徒は全国で5320名と特別支援学級在籍者の約3分の1を占めています。また、通常の学級に在籍する発達障がい等困難のある生徒も進学し、高等学校において『合理的配慮』を提供すべき生徒は確実に増加しているといえます。

大分県教育委員会としましては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に示された『合理的配慮』の提供がより適切になされるよう『合理的配慮提供マニュアル』（高等学校用）を作成しました。ご活用いただき、生徒の学びが保障され、生徒の自立へとつながっていくことを願っています。

平成28年2月

大分県教育委員会

はじめに

— 目 次 —

1. 合理的配慮とは
2. 高校における合理的配慮
3. 対象生徒
4. 保護者の権利
5. 実施までの手続き

1. 合理的配慮とは

1) 定義

平成24年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会の報告で、平成22年9月の特別支援教育のあり方に関する特別委員会での合理的配慮の定義に照らし、「合理的配慮」とは、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、「学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと」であり、「障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の第7条において、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」と定義されています。そのため、障がいのある人に対しては合理的配慮が行われなければなりません。

公的機関においては、合理的配慮の不提供は義務違反となります。

2) 「合理的配慮」の提供として考えられる事項

- (1) 障がいのある生徒に対する教育を行う場合には、「合理的配慮」として以下のことが考えられます。
 - ①教員，支援員等の確保
 - ②施設・設備の整備
 - ③「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に対応した教材等の用意
- (2) 障がいのある生徒に対する教育を行う場合の「合理的配慮」は，特別支援学校等で行われているものを参考とすると，具体的には3)「合理的配慮」の例のようなものが考えられます。
- (3) 「合理的配慮」について条約にいう，「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」についての考慮事項としては，生徒一人一人の障がいの状態及び教育的ニーズ，学校の状況，地域の状況，体制面，財政面等が考えられます。

3) 「合理的配慮」の例

- (1) 共通
 - ・バリアフリー，ユニバーサルデザインの観点を踏まえた障がいの状態に応じた適切な施設の整備
 - ・障がいの状態に応じた身体活動スペースや遊具・運動器具等の確保
 - ・障がいの状態に応じた専門性を有する教員等の配置
 - ・移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置
 - ・障がいの状態を踏まえた指導の方法等について指導・助言する理学療法士，作業療法士，言語聴覚士及び心理学の専門家等の確保
 - ・点字，手話，デジタル教材等のコミュニケーション手段の確保
 - ・一人一人の状態に応じた教材等の確保（デジタル教材，ICT機器等の利用）
 - ・障がいの状態に応じた教科における配慮（例えば，視覚障がいの美術，聴覚障がいの音楽，肢体不自由の体育 等）
- (2) 視覚障がい
 - ・教室での拡大読書器や書見台の利用，十分な光源の確保と調整（弱視）
 - ・音声信号，点字ブロック等の安全設備の敷設（学校内・通学路とも）
 - ・障害物を取り除いた安全な環境の整備（例えば，廊下に物を置かない等）
 - ・教科書，教材，図書等の拡大版及び点字版の確保
- (3) 聴覚障がい

- ・ FM式補聴器などの補聴環境の整備
 - ・ 教材用ビデオ等への字幕挿入
- (4) 知的障がい
- ・ 生活能力や職業能力を育むための生活訓練室や日常生活用具，作業室等の確保
 - ・ 漢字の読みなどに対する補完的な対応
- (5) 肢体不自由
- ・ 医療的ケアが必要な生徒がいる場合の部屋や設備の確保
 - ・ 医療的支援体制（医療機関との連携，指導医，看護師の配置等）の整備
 - ・ 車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保
 - ・ 障がいの状態に応じた給食の提供
- (6) 病弱・身体虚弱
- ・ 個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保
 - ・ 車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保
 - ・ 入院，定期受診等により授業に参加できなかった期間の学習内容の補完
 - ・ 学校で医療的ケアを必要とする子どものための看護師の配置
 - ・ 障がいの状態に応じた給食の提供
- (7) 言語障がい
- ・ スピーチについての配慮（構音障がいにより発音が不明瞭な場合）
- (8) 情緒障がい
- ・ 個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保
 - ・ 対人関係の状態に対する配慮（選択性かん黙や自信喪失などにより人前では話せない場合等）
- (9) 学習障がい（LD），注意欠陥多動性障がい（ADHD），自閉症等の発達障がい
- ・ 個別指導のためのコンピュータ，デジタル教材，小部屋等の確保
 - ・ クールダウンするための小部屋等の確保
 - ・ 口頭による指導だけでなく，板書，メモ等による情報掲示

〔文献〕

文部科学省 中央教育審議会 初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第3回）配布資料

2. 本校における合理的配慮

対象生徒への提供項目は、表1の右側に示されている「配慮種別」によって異なります。対象生徒の配慮種別を決定した後、改めて該当する提供項目を候補として示します。この時は、一覧表の全ての提供項目を示すのではないということに留意してください。

3. 対象生徒

合理的配慮提供手続きの申請ができる生徒は、大分県内の公立高校に在籍する生徒のうち、以下の1)～3)のいずれかの条件を満たす必要があります。

1) 医師の診断書

合理的配慮提供手続きの申請前に、疾病に関する医師の「診断書」を学校に届け出ている者。

「診断書」は3ヵ月以内のものであること。(診断書は、様式RA2を参照とする。)

2) 教育経歴

- (1) 小学校又は中学校段階で通常の学級の在籍時に「個別の指導計画」を有していた者。
- (2) 小学校又は中学校段階で通級による指導を受けた経験のある者。
- (3) 小学校又は中学校段階で特別支援学級に在籍した経験のある者。
- (4) 小学校又は中学校の入学前に「認定就学」の認定を受けた者。

※「認定就学」とは、学校教育法施行令の一部改正(平成25年)以前の制度です。

3) 専門家チームの相談会での相談歴

教育委員会が組織する専門家チームの相談歴がある者。

本校では、全ての保護者を対象として合理的配慮の提供についての周知を行います。更に自校に在籍している、1)～3)のいずれかの条件に該当している全ての生徒に対しては、入学・進級後又は転入・編入後1ヵ月以内に、「合理的配慮の申請に関する説明」を個別に行い、意思を確認します。

4. 保護者の権利

障がいのある者への合理的配慮の提供は、法律により、公的機関に義務付けられたものですが、提供に関する何らかの一致を見ない場合、又は約束した事項が提供されなかった場合は、大分県教育委員会により、以下のような解決プロセスが用意されています。このことを、教職員に周知し、保護者にも情報提供を行います。

1) 相談

合理的配慮の提供に関する保護者の更なる希望や、未実施・誤実施に関する不満等がある場合、保護者は担任を通してその意思を口頭又は文書で学校に届け出

ることができます。

学校は保護者から相談の意思表示があった場合、日程調整後、相談を行います。1回の相談時間は1時間半以内とし、相談の場所は、対象生徒の在籍する学校を基本とします。

なお、保護者の相談が合理的配慮の提供項目の一部である場合、その他の合理的配慮の提供項目は遅延なく、実施します。

2) 調整

合理的配慮の提供又は未実施に関して、1)を実施しても、保護者の更なる希望がある場合や、未実施・誤実施に関する不満等が解決されない場合、大分県教育庁高校教育課が保護者と学校のそれぞれの意見を聞き、調整を試みます。

(1) 保護者は様式RA (Reasonable Accommodation) 19「合理的配慮の提供等に係る調整について(依頼)」により、調整の依頼を大分県教育庁高校教育課に文書により届け出ます。

(2) 大分県教育庁高校教育課は(1)を受け、保護者から調整の依頼が届いたことを該当校に連絡後、日程を調整し学校と保護者に通知します。1回の調整時間は1時間半以内とします。調整の場所は、対象生徒の在籍する学校を基本とします。

なお、保護者の相談が合理的配慮の提供項目の一部である場合、その他の合理的配慮の提供項目は遅延なく、実施します。

3) その他

(1) 相談・調整にあたっての同席者

相談・調整の際、保護者は関係者を同席させることができます。同席できる人数は、高校と調整します。保護者は、事前に、出席者の人数・対象生徒との関係(氏名)を高校に口頭又は文書で知らせます。

(2) 録音

相談・調整の際、保護者はその内容を記録するために録音することができます。録音する場合は、保護者はそのことを事前に高校(調整の際は大分県教育庁高校教育課)に知らせ、合意を得ることとします。

高校(調整の際は大分県教育庁高校教育課)が、内容を記録するために録音する際には、同様に事前に保護者に伝え、合意を得ることとします。

5. 実施までの手続き

①合理的配慮の申請

まず、申請書を学校に提出してください。

②特別支援教育推進委員会における判断

必要に応じて、巡回相談員等の意見を参考に、合理的配慮の必要性について判断します。（学校にて対応します）

③配慮事項の選択・申請

希望する具体的な配慮事項を申請します。該当する配慮の項目を提示しますので、必要な配慮事項を選択してください。

④合理的配慮実施の通知・開始

申請された配慮事項に応じて、学校で具体的な配慮プランを検討します。準備ができた段階で配慮事項の決定・通知を行い、合理的配慮が開始されます。

(様式R A 1 9)

平成 年 月 日

大分県教育庁高校教育課長 殿

大分県立日田高等学校 定時制

()年()番

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ ⑩

合理的配慮の提供等に係る調整について (依頼)

大分県立日田高等学校定時制における合理的配慮の提供等に係る下記の内容について調整をお願いします。

記

1、調整を希望する内容

2、添付書類

- (1) 「決定された合理的配慮の提供項目」一覧 (様式R A 1 2) ※必ず添付してください。
- (2) 医師の診断書 (様式R A 2) [有 無]
- (3) 障害者手帳 [有 無]
- (4) 個別の指導計画 [有 無]
- (5) 中学時の合理的配慮提供証明書 (様式R A 3) [有 無]
- (6) 個別の教育支援計画 [有 無]

※ (2) ~ (6) については、準備できる場合のみ提出してください。

(様式RA12)

平成 年 月 日

()年()番

生徒 氏名 _____ 殿

保護者氏名 _____ 殿

大分県立日田高等学校校定時制

校長 園 田 康 夫

決定された合理的配慮の提供項目一覧

申請のあった項目のうち、下記の項目の提供が決定しましたのでお知らせします。

記

1、配慮種別

--

2、合理的配慮の提供項目

配慮種別	整理番号	提供事項	担当等	備考

3、合理的配慮の実施期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(様式RA2)

医師診断書 (様式例)

平成 年 月 日

病院名

医師氏名 ⑩

住所

眼科 耳鼻咽喉科 精神科 内科

小児科 整形外科 () 科

生徒氏名 [] (生年月日 年 月 日生)

1 疾病名	
2 原因及び発病の時期	
3 現在の症状	
4 障がいについての今後の処置及び見通し	
5 家庭に対する指導事項	
6 学校に対する要望事項	
7 備考 (検査所見、意見等)	

※様式は各医療機関のもので構いませんが、項目1～6の内容について記載してください。

※診断書作成に当たっては、学校における指導の参考にするため、以下に留意願います。

- ・「現在の症状」・・・児童生徒の疾病における現在の症状について記入願います。
- ・「家庭に対する指導事項」「学校における要望事項」
・・・生活規則の有無 (学校生活管理指導表の段階等を含む) や疾病への対応の留意点等についてご記入願います。
- ・障がいを2つ以上併せ有する場合は、それぞれの障がいの状況について記述が必要となります。
- ・診断書を一枚提出の場合は、複数の障がいの状況がわかるように記入してください。

(様式R A 3)

平成 年 月 日

立 中学校長 殿

大分県立日田高等学校定時制
校長 園田 康夫 ㊟

合理的配慮提供証明書について (依頼)

本校に在籍する () さんからの、合理的配慮の申請に基づき合理的配慮の提供について検討します。

つきましては、() さんの中学時 (平成 年 月 ~ 平成 年 月) の配慮について別紙様式R A 4により、情報の提供をお願いいたします。

なお、別途 (写) [R A 1 の写] により、保護者の承諾は得ていることを申し添えます。

(様式R A 4)

年 月 日

大分県立日田高等学校定時制校長 殿

立 中学校
校長 ⑩

合理的配慮提供証明書

貴校に合理的配慮を申請した () さんが本校在籍時に行った配慮は、以下のとおりです。

1、在籍期間 平成 年 月 ～ 平成 年 月

2、配慮の内容

時 期	配慮の内容		備考 (実施者等)

(様式R A 1)

平成 年 月 日

大分県立日田高等学校定時制校長 殿

()年()番
生徒 氏名_____

保護者氏名_____印

合理的配慮申請書 (意思表示に関する申請)

- 私は、下記の書類を添えて本校の教育活動における合理的配慮の提供を希望します。なお、必要に応じ中学校へ情報提供の請求を行うことについて承諾します。
- 私は、本校の教育活動における合理的配慮の提供を希望しません。

添付書類

- | | |
|---------------------|---------|
| 1. 医師の診断書 (様式R A 2) | (有 無) |
| 2. 障害者手帳等 | (有 無) |
| 3. 個別の指導計画 | (有 無) |
| 4. 個別の教育支援計画 | (有 無) |